公　告

名越屋沈下橋橋梁修繕工事について条件付一般競争入札を行いますので、日高村契約規則（平成24年日高村規則第16号）第７条により公告します。

令和２年８月４日

　　　　　 　　日高村長　　戸梶　眞幸

第１　工事及び入札等の概要

1　工 事 名　名越屋沈下橋橋梁修繕工事

2　工事番号　社会第5-703-4号

3　工事場所 高知県高岡郡日高村名越屋字コマシコエ

4　工事概要

　　　名越屋沈下橋について、橋梁点検及び橋梁長寿命化修繕計画を基に橋梁の修繕工事を実施する。

5　工事内容

名越屋沈下橋　L=191.370ｍ

　ペトロラタム被覆工　A=305.48㎡

6　工　　期　　契約日の翌日から１７５日

7　この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であること。

　8　予定価格　事後公表

　9　申請期間　公告の日から令和２年８月２１日（金）正午まで

10　入札日

(１)　入札日時

　　　　　令和２年９月２日（水）　午前９時００分から

(２)　入札及び開札場所

　　　　　日高村下分ふれあいプラザ・研修室

　　　　　高知県高岡郡日高村下分1666-8

11　この入札への参加者は、建設工事競争入札心得を了知すること。

　12　この入札は、入札参加資格を認めた者が２者以上の場合に行い、１者又は無い場合には行わない。また、入札参加を認めた者が２者以上あった場合でも、入札辞退等により１者となった場合には、入札を行わない。

13　この入札の参加申請において提出された申請書等は、返却しない。また、申請書等について提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。

14　申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

15　契約締結までの間に次に該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。

(１)　日高村建設工事指名停止措置要綱（平成18年要綱第3号）又は指名回避措置基準要領（平成26年日高村告示第22号）による措置を受けたとき

(２)　日高村建設工事指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき

(３)　国又は高知県から指名停止等の措置を受けたとき

(４)　建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項又は第５項の規定による営業停止処分を受けたとき

(５)　日高村の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当したとき

(６)　第２に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき

16　落札者は、契約の締結の前に、工事施工中常駐させる現場代理人及びこの入札の参加申請で提出した配置予定技術者について、別に定める「現場代理人・技術者届」で届け出なければならない。

　　別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定を取り消す。また、契約締結後に現場代理人の常駐又は専任の技術者の配置が困難となった場合には、契約の解除を行うことがある。

第２　入札参加資格

　　　この工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

1. 日高村建設工事競争入札参加資格を有すること。
2. 日高村内に主たる営業所（本社又は本店）を置く者であること。
3. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
4. この公告の日から当該工事の入札の日までの間に、日高村建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
5. この公告の日から当該工事の入札の日までの間に、国又は高知県から指名停止等の措置を受けていない者であること。
6. 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続き開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。

ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画許可の決定又は会社更生法の規定に基づく更正計画許可の決定を受けた者で、再生手続開始又は更正手続開始の決定を受けた日以後に、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく経営事項審査を受け、本村の入札参加資格の再認定を受けた者については、当該再生手続開始又は更正手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

1. 日高村の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
2. 直近の経営事項審査結果通知書における「土木一式工事の総合評定値（Ｐ値）が600点以上、又は、土木一式工事の完成工事高が5,000万円以上」の者であること。
3. 次の要件を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
   1. 主任技術者は1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格（建設業法第７条第２号イ、ロに上げる者等）を有する者であること。
   2. この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き３ヶ月以上雇用されている者であること。

第３　総合評価に関する事項

この工事の入札は、総合評価方式とし、評価の方法については、日高村総合評価方式取扱要綱（令和２年告示第３１号）第４条の規定に基づき実施し、落札者を決定するものとする。

第４　入札参加の方法等

この工事の入札に参加しようとする者は、提出期限までに一般競争入札参加申請書を提出しなければならない。入札参加資格の有無について確認の結果、入札参加資格を有しないと確認した者についてのみ、ＦＡＸにより通知し、資格を有すると確認した者には通知しない。

1　申請書の配布又は提出について

(1)　配布及び提出期限

　　　　　令和２年８月４日（火）から令和２年８月２１日（金）正午まで

(2)　配布又は提出場所

　　　　　日高村本郷61番地１（日高村役場）

　　　　　総務課

　　　　　電話　0889－24－5113

FAX　 0889－24－7900

(3)　配布方法

直接受け取り、又はホームページからのダウンロードによる。

公告及び申請書様式

https://www.vill.hidaka.kochi.jp/kurashi/child\_category\_free\_page.cgi?SITE\_ID=1&CATEGORY\_ID=2&CATEGORY\_ID2=3&CATEGORY\_ID3=1&CATEGORY\_ID4=6&FREE\_PAGE\_ID=424

(4)　提出方法

　　　　　日高村総務課に持参。特に認める場合を除き、郵送、ＦＡＸによる提出はできない。

　 (5)　設計図書の閲覧

　　　　設計図書は、この公告の日から当該工事の入札の前日までの間、日高村ホームページでの閲覧とする。

　　(6)　質疑応答

①　設計図書の内容について質問がある場合は、次により書面（参考様式参照）を提出すること。

ア　書面は、建設課へ持参又はメールにより行うこと。

メールアドレス：kensetsu@vill.hidaka.lg.jp

イ　書面の受付期間は、この公告の日から令和２年８月１８日（火）正午までの間、村の閉庁日を除く毎日とする。

1. 質問に対する回答は、入札参加申請者全員に令和２年８月２４日（月）までにメール、または、ＦＡＸにより送信する。

（7）入札参加資格確認の通知

申請書の提出のあった者のうち、資格を有しないと確認した者についてのみ令和２年８月２４日（月）までに、ＦＡＸにより通知し、資格を有すると確認した者には通知しない。

2　入札方法等について

(1) 郵便等による入札は、認めない。

(2) 入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3　入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認を受けた後、次のいずれかに該当したときは、この工事の入札に参加できない。

(1)　第２に示した入札参加資格のいずれかを満たさなくなったとき

(2)　申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき

4　無効の入札

　　　建設工事競争入札心得第９条に該当した入札は、無効とする。

5　入札者の失格

　　　建設工事競争入札心得第10条に該当した入札者は、失格とする。

第５　入札保証金

　　　免除する。

第６　最低制限価格

　　　設定する。（事後公表・予定価格の１０分の７．５から１０分の９．２までの範囲）

第７　契約の保証

　　この工事の落札者は、工事請負契約の締結に当たり、契約の保証として、請負代金額の10分の１以上の金額を保証する次の各号のいずれかを納付し、又は提出しなければならない。

1　保証金（現金に限る。）

2　債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関又は保証事業会社の保証書

3　債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険による保証に係る証券

4　債務の履行を保証する公共工事履行保証証券

第８　契約締結に関する事項

　　　本工事に係る契約は、村議会の議決を要するものであるので、落札決定した日を含めて14日以内に仮契約を締結し、村議会の議決後本契約とするものとし、その旨別途通知する。なお、落札決定から村議会の議決を得るまでの間に、次の要件に該当するものとなったときは、仮契約を締結しない、又は解除することがある。

1　第２入札参加資格の２の各号のいずれかの要件を満たさなくなったとき

2　本村から指名停止又は指名回避等の処分を受けたとき

3　建設業法第28条第３項もしくは第５項の規定による営業停止の処分を受けたとき

4　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者

5　商法（明治32年法律第48号）第381条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（大正11年法律第71号）第132条第１項若しくは第133条の規定に基づく破産の申立て、和議法（大正11年法律第72号）第12条第１項の規定に基づく和議開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第252号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立て又は会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされた者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生開始手続開始の申立てがなされた者であっても、再生手続開始又は更正手続開始の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更正手続開始の申立がなされなかった者とみなす。

6　建設業法（昭和24年法律第100号）第26条による技術者を配置できない者

7　日高村の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当したとき

第８　その他

１ この入札による落札者は、契約書提出時に独占禁止法の遵守に係る誓約書を提出す

ること。誓約書を提出しない場合は、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。

2 落札者は、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかの支払い方法を選択できる。ただし、契約締結後は、支払い方法の変更を認めない。

空白

一般競争入札参加申請書作成要領

一般競争入札資格要件確認書作成要領

名越屋沈下橋橋梁修繕工事

（社会第5-703-4号）

日高村

第１　申請様式の記載要領等

　　　申請書様式は様式第１号とし、申請日直近の経営事項審査結果通知書を添付すること。

第２　資格要件確認様式の記載要領等

資格要件確認書様式は様式第２号とし、以下の書類（申請日時点）を添付する。

　1　同種工事の施工実績届出書

2　災害時等の地域貢献（災害時等協定）届出書

3　配置予定技術者届出書

　　なお、上記書類の作成時留意事項は以下のとおり。

**同種工事の施工実績届出書作成時留意事項**

同種工事とは、次の工事をいう。

* 日高村発注の工事であること。
* 請負金額が2,500万円以上であること。
* 入札案件と同種工事（土木一式工事）であること。
* 元請けとして完成・引渡が完了した同種工事であること。

１　工事名欄

　　　　受注工事名を記載する。要件を満たす工事実績すべてをそれぞれ記載する。

　　　　請負金額の多寡は評価対象とならない。

２　発注機関名欄

　　具体的に記載する。（日高村○○課等）

３　施工場所欄

　　具体的に記載する。（高知県高岡郡日高村○○等）

４　契約金額欄

　最終契約金額（契約時でなく、変更契約があった場合には変更契約額を増減させた後の最終請負金額）を千円単位（千円未満切捨）で記載する。

５　工期欄

　　契約日でなく、着工日から完成日までとする。

６　受注形態欄

　　単体、ＪＶ（共同企業体）の別を記載する。ただし、ＪＶの場合には出資比率20％以上のものでなければ評価対象としない。

７　工事内容欄

　　工事概要を簡潔に記載する。

８　添付資料

　　施工実績の確認資料として（財）日本建設情報総合センターの工事実績情報システム

（CORINS）に登録しているCORINS工事カルテ又は登録内容確認書の写しを添付する。

　　なお、この添付資料の添付がない場合には、評価対象としない。

９　同種工事の実績がない場合でも、無しとして記入し、提出すること。なお、提出がない場合は、施工実績なしとして評価する。

**災害時等の地域貢献（災害等協定）届出書作成時の留意事項**

１　災害時等の地域貢献（災害時等協定）届出書

該当となる箇所に〇をつけてください。なお、確認については、村が各所属団体事務局に確認します。

**配置予定技術者届出書作成時留意事項**

１　法令による免許欄

　保有免許の正式名称と（　　　）書きで取得年月日及び登録番号を記載する。経験年数は、申請日までの実務経験年数を記載する。

　 　　保有免許の確認資料として、技術検定合格証明書、監理技術者である場合には加えて監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを必ず添付する。この添付がない場合には当該保有資格を有する技術者とは認められず、入札参加資格なしとされるので注意。

　　　　なお、技術検定合格者でないが建設業法第７条第２号イ～ハに該当し同等の資格を有するとして届け出る場合には、それを証明するに足りる資料（写しで可）の添付が必要であること。

２　雇用年月日欄

　配置予定技術者は申請日において引き続き３ヶ月以上雇用されている者でなければ、保有資格があっても届け出ることはできない。

　　雇用年月日と雇用期間は申請日時点のものを記載し、引き続き３ヶ月以上雇用されていることを証明する健康保険証の写しを必ず添付する。この添付がない場合には引き続き３ヶ月以上雇用されているとは認められず、入札参加資格なしとされるので注意。

　　何らかの事情で健康保険証の写しの添付ができない場合には、給与支払調書の写し等、３ヶ月以上雇用されていることが証明できる資料を添付すること。

３　施工経験の概要欄

　「同種工事の施工届出書」に準ずるが、従事役職は監理技術者、主任技術者、現場代理人のいずれかに限る。工期の途中で変更になっている場合には、実績として認めない。

４　配置予定技術者の実績

　　　　配置予定技術者としての実績がない場合でも無しと記載し、提出すること。

第３　評価基準

　評価基準は、日高村総合評価方式取扱要綱（令和２年告示第３１号）第４条の規定に順じ、別記のとおりとする。

様式第1号

一般競争入札参加申請書

年　　月　　日

日高村長　戸梶　眞幸様

住所(所在地)

商号(名称)

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　 (電話／FAX)　　　　　　　　／

　　　　　　　　　　　　　　　　 　(メールアドレス)

　下記工事の一般競争入札に参加したく申請します。

　なお、この本申請書のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1　工事番号

|  |
| --- |
|  |

2　工事名

|  |
| --- |
|  |

3　入札参加資格

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| (1)工種 | (建設業許可・特定・一般) | (2)格付け  （総合評定値(P値)） | |  |
| (3)　　年度の入札参加資格申請書に添付している経営規模等評価結果通知書の年間平均完成工事高 | | | 千円 | |

4　配置予定技術者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 氏　名 |  |
| 氏　名 |  |
| 氏　名 |  |

5　その他

　　入札参加資格決定通知後、入札(開札)日までに入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、入札を辞退します。

※　配置予定技術者の複数での申請は可能ですが、配置可能な技術者を記載して下さい。また、本申請書に記載した配置予定技術者は、病気、退職等の特別な理由がある場合を除き変更することができません。

※　開札後、落札者が入札資格を有しないと認められる場合は、指名停止等の措置を行うこととなります。

様式第2号

一般競争入札資格要件確認書

年　　月　　日

日高村長　戸梶　眞幸様

住所(所在地)

商号(名称)

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　 (電話／FAX)　　　　　　／

　　　　　　　　　　　　　　　　 　(メールアドレス)

　下記工事の一般競争入札について、関係書類を添えて入札資格要件確認の申請をいたします。

　なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1　工事番号

|  |
| --- |
|  |

2　工事名

|  |
| --- |
|  |

3　手持ち工事件数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 件数 | 工事名 | 請負金額(千円) |
| 件 |  |  |
|  |  |
|  |  |
| (請負金額合計) |  |

4　同種工事の施工実績　別紙1「同種工事の施工実績届出書」のとおり

5　災害時等の地域貢献　別紙2「災害時等の地域貢献（災害時等協定）届出書」

6　配置予定技術者　　　別紙3「配置予定技術者届出書」のとおり

別紙1

同種工事の施工実績届出書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事名

会社名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工　事　名　称　等 | 工事名 |  |
| 発注機関名 |  |
| 施工場所 |  |
| 契約金額 | 千円 |
| 工期 | 年　　月　　日～　　　　年　　月　　日 |
| 受注形態 | （ＪＶの場合はその出資比率　　％） |
| 工　　事　　内　　容 | 施工方法  規模  寸法等 |  |

（注）１　共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率20％以上のものに限る。

　　　２　記載内容の確認資料として、CORINS工事カルテ又は登録内容確認書の写しを添付すること。

別紙2

災害時等の地域貢献（災害時等協定）届出書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事名

会社名

１　災害時等協定の有無（有無のどちらかに〇）

有　　・　　無

２　１が有の場合の所属団体（所属に〇。両方の場合は、日高村建設業協会のみ〇すること。）

* 日高村建設業協会
* 高知県建設業協会伊野支部

※所属の有無については、村が各所属団体事務局に確認します。

別紙3

配置予定技術者届出書

工事番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事名

会社名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配置予定技術者氏名 | |  |
| 生年月日 | | 年　　月　　日 |
| 法令による免許 | | （経験年数　年　ヶ月） |
| 雇用年月 | | 年　　月　　日（　　年　　ヶ月） |
| 施　工　経　験　の　概　要 | 工事名 |  |
| 発注機関名 |  |
| 施工場所 |  |
| 契約金額 |  |
| 工期 |  |
| 受注形態 |  |
| 従事役職 |  |
| 工事内容 | 施工方法  規　　模  寸 法 等 |

（注）１　共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率20％以上のものに限る。

　　　２　記載内容の確認資料として、CORINS工事カルテ又は登録内容確認書、健康保険証（３ヶ月以上雇用されていることが分かるもの）、技術検定合格証（これと同等の資格を有する場合には、それを証明するに足りる資料）、監理技術者の場合は監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。

別記

総合評価方式評価基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | | 評価内容 | 評価基準 | 配　点 |
| 企業の施工能力 | 同種工事の  施工実績 | 同種工事の施工実績（過去１５年度及び当該年度） | A 日高村発注工事実績  　3件以上 | 40点 |
| B日高村発注工事実績  　1件以上3件未満 | 20点 |
| C日高村発注工事実績  　 無し | 0点 |
| 災害時等の地域貢献 | 入札参加申請日現在において、日高村と災害時の応急対策活動協力に関する協定を締結している団体の構成員の有無 | A協定を締結した日高村建設業協会の構成員　　　有り | 10点 |
| B協定を締結した日高村建設業協会以外の構成員　有り | 5点 |
| C協定を締結した団体の構成員　　　　　　　　　無し | 0点 |
| 配置予定技術者の能力 | 同種工事の  施工実績 | 主任技術者としての施工従事の有無（過去１５年度及び当該年度） | A 日高村発注工事実績  　3件以上 | 40点 |
| B日高村発注工事実績  　1件以上3件未満 | 20点 |
| C日高村発注工事実績  　無し | 0点 |
| 配置予定技  術者の資格 | 主任技術者の保有す  る資格 | A土木一式工事に関する一級国家資格を有する | 10点 |
| B A以外の資格を有する | 0点 |
| 「土木一式工事に関する一級国家資格」とは、以下のとおり。  　◎建設業法…1級建設機械施工技士、1級土木施工管理技士  　◎技術士法…建設及び総合技術監理「建設」、農業及び総合技術監理「農業土木」、  水産及び総合技術監理「水産土木」、森林及び総合技術監理「森林土木」 | | | |
| 以下、村の緊急工事発注依頼書による施工実績がある場合のみに適用する。 | | | | |
| 緊急工事対応能力 | | 村の緊急工事発注依頼書に基づく工事の実績 | A　実績　有り | 10点 |
| B　実績　無し | 0点 |

　※「緊急工事対応能力」については、入札の対象工事施工前に、当該施工箇所において、村の緊急工事発注依頼書による施工実績がある場合のみに適用する。

備考

１　技術等評価点は、標準点を１００点とし、企業の施工能力５０点、配置予定技術者の能力５０点の計１００点を１０点に換算して、次の算式により算出する。

　　ただし、緊急工事対応能力実績有りの場合は、１０点を１点に換算し、加算する。

技術等評価点＝

標準点（１００）＋加算点（企業の施工能力＋配置予定技術者の能力【＋緊急工事対応能力】：満点１０【１１点】）

２　落札者決定のための評価値は、次の算式により算定する。

評価値＝

技術等評価点／入札価格（入札価格は百万円単位（例：35,420,000円＝35.420000）に換算し、商は小数点第５位切捨）

参考様式

名越屋沈下橋橋梁修繕工事に関する質疑書

　年　月　日

所在地

事業者名

担当者名

電話番号

# FAX

# メールアドレス

質疑内容

提出期限：**令和２年８月１８日（火）　正午まで（必着）**

提出方法及び提出先：建設課へメールにて送信又は持参。

電話　0889-24-5114

電子メール　kensetsu@vill.hidaka.lg.jp